

## 第101号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「平成24年厚生労働省令第15号」の次に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第97条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号。以下「指定通所支援基準条例」という。）

第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例

第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所に」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、

同条第2号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例

第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「及

び」を「と」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第111条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定通所支援基準」に、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条の7」を「第55条の8」に改める。

第2条第4号中「同令」を「指定障害福祉サービス基準省令」に改める。

第55条の5中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第55条の6及び第55条の7中「第24条第1項」を「第24条第2項」に改め、第2章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第55条の8 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」

という。) 第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。) が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第55条の5(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数と島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するためには当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とする

こと。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係機関から必要な技術的支援を受けていること。

第72条中「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第72条の4中「、第55条の7」を「から第55条の8まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。